

令和 4 年度
福岡市人事行政の運営等の状況について

令和 5 年 9 月
福 岡 市

福岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年福岡市条例第 65 号）第 6 条の規定に基づき、令和 4 年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況を次のように公表します。

令和 5 年 9 月 28 日

福岡市長 高 島 宗一郎

目次

1	令和4年度における人事行政の運営の状況	
(1)	職員の任免及び職員数の状況	1 1
ア	職員の採用及び退職の状況	
イ	職員の昇任及び降任の状況	
ウ	一般行政職等の条例定数及び外郭団体等への派遣職員数の状況	
エ	会計年度任用職員のポスト数の状況	
オ	主な増減内容	
カ	級及び職制上の段階ごとの職員数の状況	
(2)	職員の人事評価の状況	1 3
ア	一般行政職等の人事評価の概要	
イ	会計年度任用職員の人事評価の概要	
(3)	職員の給与の状況	1 3
ア	一般行政職等の平均給料月額及び平均年齢の状況	
イ	会計年度任用職員の平均給料及び年齢の状況	
ウ	一般行政職の初任給の状況	
エ	会計年度任用職員の初任給の状況	
オ	一般行政職等の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
カ	一般行政職等の手当の状況	
キ	会計年度任用職員の手当の状況	
(4)	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	1 6
ア	勤務時間の状況	
イ	職員の年次有給休暇の使用状況	
ウ	一般行政職等の特別有給休暇の状況	
エ	会計年度任用職員の特別休暇の状況	
オ	職員の介護休暇の取得状況	
(5)	職員の休業に関する状況	1 7
ア	育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況	
(6)	職員の分限及び懲戒処分の状況	1 7
ア	分限処分者数	
イ	懲戒処分者数	
(7)	職員のサービスの状況	1 8
ア	サービス規律の遵守に関する取組み	
(8)	職員の退職管理の状況	1 8
ア	職員の再就職の状況	
(9)	職員の研修の状況	1 8
ア	主な研修の実績	
(10)	職員の福祉及び利益の保護の状況	1 8
ア	職員の福利厚生の実施状況	
イ	利益の保護の状況	
2	令和4年度における人事委員会の業務の状況	
(1)	職員の競争試験及び選考の状況	1 9
ア	採用試験等の状況	
イ	昇任選考合格者の状況	
(2)	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	2 0
ア	報告及び勧告日	
イ	報告及び勧告の概要	

- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- (4) 不利益処分に関する審査請求の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

1 令和4年度における人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数の状況

ア 職員の採用及び退職の状況

(単位：人)

	採 用	退 職		
		定 年	その他	合 計
一般行政職等	960	377	307	684

(単位：人)

	採 用	退 職		
		任期満了	その他	合 計
会計年度任用職員	延べ 2, 226	2, 160	66	2, 226

※会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定に基づき採用された職員をいう（以下同じ。）。

イ 職員の昇任及び降任の状況

(単位：人)

	昇 任					降 任
	係長級	課長級	部長級	局長級	合 計	
一般行政職等	272	132	30	9	443	5

ウ 一般行政職等の条例定数及び外郭団体等への派遣職員数の状況

(単位：人)

区 分		令和5年度 (4月1日現在)	対前年度比増減
	市長事務部局	6, 308	60
	教育委員会事務局及び教育機関	9, 369 (内、教育職員 8, 343)	347
	選挙管理委員会事務局	30	▲1
	監査事務局	26	0
	人事委員会事務局	16	0
	農業委員会事務局	13	0
	水道局	478	0
	交通局	558	▲19
	消防局	1, 119	8
	議会事務局	40	0
条例定数 計 (A)		17, 957	395
外郭団体等への派遣職員数 (B)		322	2
総計 (A) + (B)		18, 279	397

エ 会計年度任用職員のポスト数の状況

(単位：人)

区 分		令和5年度 (4月1日現在)	対前年度比増減
	市長事務部局	1, 493	75
	教育委員会事務局及び教育機関	59	10
	選挙管理委員会事務局	170	▲233
	監査事務局	1	0
	人事委員会事務局	1	0
	農業委員会事務局	2	0

水道局	14	0
交通局	16	▲2
消防局	8	0
議会事務局	3	0
ポスト数 計 (A)	1,767	▲150

オ 主な増減内容

令和4年度から令和5年度にかけての職員数及びポスト数の主な増減内容の状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

一般行政職等	児童生徒の増加に伴う教職員の増員	+359	地下鉄七隈線延伸事業の進捗	▲19
	税務システム刷新	+14	小学校給食調理等業務の民間委託	▲8
	子どもの見守りや支援に係る体制強化	+11	学校環境整備業務の体制見直し	▲8
	救急隊の増隊	+8	香椎駅周辺土地区画整理事業の進捗	▲4
	交通ネットワークの検討	+5		
	高校総体の開催に係る体制強化	+4		
会計年度任用職員	統一地方選挙への対応	+169	参議院議員選挙、福岡市長選挙の終了	▲232
	マイナンバーカード普及・促進	+46		
	各種統計調査実施、国勢調査 調査区設定	+12	後期高齢者医療被保険者証発送業務の終了	▲9

カ 級及び職制上の段階ごとの職員数の状況

令和5年4月1日現在における級及び職制上の段階ごとの職員数は、以下のとおりである。なお、表内の割合(%)については、区分ごとに小数点第2位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(ア) 行政職給料表(1)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務	288	4.3	係員	288	288	4.3	1級職
	2 保育士の職務			計	288			
2級	1 相当の知識又は経験が必要とする業務を行う職務	1,683	24.8	係員	1,683	1,683	24.8	2級職
	2 獣医師、栄養士、診療放射線技師又は臨床検査技師（以下「獣医師等」という。）の職務							
	3 相当の知識又は経験が必要とする業務を行う保育士の職務			計	1,683			
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	1,146	16.9	係員	1,146	1,146	16.9	主任
	2 特に高度の専門的知識、技術又は経験を必要とする業務を行う獣医師等の職務							
	3 特に高度の専門的知識又は							

	経験を必要とする業務を行う 保育士の職務			計	1,146			
4級	1 係等において困難な業務を 処理し、係長等を補佐する総 括主任の職務	1,432	21.1	係員	1,432	1,432	21.1	総括主任
	2 困難な業務を行い、係長等 を補佐する獣医師等の職務							
	3 困難な業務を行い、係長等 を補佐する保育士の職務			計	1,432			
5級	1 係長の職務	1,592	23.5	係長 主査 その他	1,250	1,592	23.5	係長
	2 獣医師等の係長の職務				212			
	3 保育士の係長の職務				130			
	4 学校主査の職務			計	1,592			
6級	1 課長の職務	471	7.0	課長 その他	425	471	7.0	課長
	2 獣医師等の課長の職務				46			
	3 保育士の課長の職務							
	4 共同学校事務室の室長又は 高等学校の事務長の職務			計	471			
7級	部長の職務	126	1.9	部長	95	126	1.9	部長
				その他	31			
				計	126			
8級	局長又は区役所の長の職務	37	0.5	局長	12	37	0.5	局長
				区長	5			
				理事	11			
				その他	9			
				計	37			
合計		6,775	100					

(イ) 行政職給料表(1) 一般任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	2	100	係員	2	2	100	3級職
	2 特に高度の専門的知識、技術又は経験を必要とする業務を行う獣医師等の職務							
	3 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う保育士の職務			計	2			
合計		2	100					

(ウ) 特定任期付職員給料表

号給	号給の基準となるべき標準な場合	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して	1	50.0	危機管理担当	1	1	50.0	課長級

	特に困難な業務に従事する場合			計	1			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	50.0	危機管理監	1	1	50.0	局長級
				計	1			
合計		2	100					

(エ) 行政職給料表(1) 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	1 係等において困難な業務を 処理し、係長等を補佐する総 括主任の職務	281 (105)	71.1 (26.6)	係員	281 (105)	281 (105)	71.1 (26.6)	総括主任
	2 困難な業務を行い、係長等 を補佐する獣医師等の職務							
	3 困難な業務を行い、係長等 を補佐する保育士の職務			計 281 (105)				
5級	1 係長の職務	90	22.8	係長	77	90	22.8	係長
	2 獣医師等の係長の職務			主査	5			
	3 保育士の係長の職務			その他	8			
	4 学校主査の職務			計	90			
6級	1 課長の職務	19	4.8	課長	14	19	4.8	課長
	2 獣医師等の課長の職務			その他	5			
	3 保育士の課長の職務							
	4 共同学校事務室の室長又は 高等学校の事務長の職務			計	19			
7級	部長の職務	2	0.5	所長	1	2	0.5	部長
				その他	1			
				計	2			
8級	局長又は区役所の長の職務	3	0.8	区長	2	3	0.8	局長
				理事	1			
				計	3			
合計		395	100					

※ () 内は再任用短時間勤務職員数で内数

(オ) 行政職給料表(2)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	相当の技能若しくは経験を必要とする作業又は困難な業務を行う者の職務	41	10.8	係員	41	41	10.8	2級職
				計	41			
3級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、数名の技能職員又は労務職員を直接指揮監督する主任の職務	167	43.8	係員	167	167	43.8	3級職
				計	167			

4級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、相当数の技能職員又は労務職員を直接指揮監督する総括主任の職務	135	35.4	係員	135	135	35.4	4級職
				計	135			
5級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、多数の技能職員又は労務職員を指揮監督する職長の職務	38	10.0	職長	38	38	10.0	5級職
				計	38			
合計		381	100					

(カ) 行政職給料表(2) 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	自ら技能職員又は労務職員としての業務を行いながら、相当数の技能職員又は労務職員を直接指揮監督する総括主任の職務	71	100	係員	71	71	100	4級職
		(9)	(12.7)	計	71			
合計		71	100					

※ () 内は再任用短時間勤務職員数で内数

(キ) 医療職給料表(1)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療、保健等の業務を行う職務	1	5.6	係員	1	1	5.6	1級職
				計	1			
2級	医療、保健等の業務を行う係長の職務	6	33.3	係長 主査	5 1	6	33.3	係長
				計	6			
3級	医療、保健等の業務を行う課長の職務	4	22.2	課長 その他	2 2	4	22.2	課長
				計	4			
4級	保健所の所長の職務	6	33.3	部長 所長	1 5	6	33.3	部長
				計	6			
5級	主として医療、保健等の業務の指導又は監督に従事する理事の職務	1	5.6	理事	1	1	5.6	局長
				計	1			
合計		18	100					

(ク) 医療職給料表(2)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	保健師、助産師又は看護師(以下「保健師等」という。)の職務	85	34.3	係員	85	85	34.3	2級職
				計	85			
3級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する保健師等の職務	50	20.2	係員	50	50	20.2	3級職
				計	50			

4級	困難な業務を処理し、係長等を補佐する保健師等の職務	56	22.6	係員	56	56	22.6	4級職
				計	56			
5級	保健師等の係長の職務	43	17.3	係長	42	43	17.3	係長
				主査	1			
				計	43			
6級	保健師等の課長の職務	14	5.6	課長	14	14	5.6	課長
				計	14			
合計		248	100					

(ケ) 医療職給料表(2) 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
5級	保健師等の係長の職務	1	100	主査	1	1	100	係長
				計	1			
合計		1	100					

(コ) 消防職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防吏員の職務	328	30.6	係員	328	328	30.6	1級職
				計	328			
2級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う消防吏員の職務	232	21.6	係員	232	232	21.6	2級職
				計	232			
3級	困難な業務を行い、係長等を補佐する消防吏員の職務	289	26.9	係員	289	289	26.9	3級職
				計	289			
4級	消防局の係長又は出張所長の職務	173	16.1	係長 出張所長 主査	124 45 4	173	16.1	係長
				計	173			
5級	消防局の課長の職務	38	3.5	課長 その他	26 12	38	3.5	課長
				計	38			
6級	消防局の部長、消防学校の校長又は消防署長の職務	12	1.1	部長 消防署長 その他	4 7 1	12	1.1	部長
				計	12			
7級	消防局の局長の職務	1	0.1	局長	1	1	0.1	局長
				計	1			
合計		1,073	100					

(サ) 消防職給料表 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階

2級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う消防吏員の職務	18 (18)	18.2	係員	18 (18)	18 (18)	18.2 (18.2)	2級職
				計	18 (18)			
3級	困難な業務を行い、係長等を補佐する消防吏員の職務	77 (26)	77.8 (26.3)	係員	77 (26)	77 (26)	77.8 (26.3)	3級職
				計	77 (26)			
4級	消防局の係長又は出張所長の職務	4	4.0	係長	4	4	4.0	4級職
				計	4			
合計		99	100					

※（ ）内は再任用短時間勤務職員数で内数

(シ) 水道局企業職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	45	9.5	係員	45	45	9.5	1級職
				計	45			
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	106	22.5	係員	106	106	22.5	2級職
				計	106			
3級	係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	88	18.6	係員	88	88	18.6	主任
				計	88			
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	105	22.2	係員	105	105	22.2	総括主任
				計	105			
5級	係長の職務	93	19.7	係長 主査 その他	78 13 2	93	19.7	係長
				計	93			
6級	課長の職務	30	6.4	課長 所長 その他	23 2 5	30	6.4	課長
				計	30			
7級	部長の職務	5	1.1	部長	5	5	1.1	部長
				計	5			
合計		472	100					

(ス) 水道局企業職給料表 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	45 (14)	77.6 (24.1)	係員	45 (14)	45 (14)	77.6 (24.1)	総括主任
				計	45 (14)			

5級	係長の職務	11	19.0	係長 主査	9 2	11	19.0	係長
				計	11			
6級	課長の職務	1	1.7	課長	1	1	1.7	課長
				計	1			
8級	局長の職務	1	1.7	理事	1	1	1.7	局長
				計	1			
合計		58	100					

(セ) 交通局企業職給料表

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務を行う職務	53	9.9	係員	53	53	9.9	1級職
	2 定型的な業務を行う乗務員又は駅務員の職務			計	53			
2級	1 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	108	20.2	係員	108	108	20.2	2級職
	2 相当の知識、技術又は経験を必要とする業務を行う乗務員又は駅務員の職務			計	108			
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	134	25.0	係員	134	134	25.0	主任
	2 自ら駅務員又は乗務員としての業務を行いながら、下位の職務の級に属する駅務員又は乗務員を指導する主任の職務			計	134			
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	142	26.5	係員	142	142	26.5	総括主任
				計	142			
5級	係長の職務	73	13.6	係長 主査 その他	51 8 14	73	13.6	係長
				計	73			
6級	課長の職務	21	3.9	課長 所長 その他	15 3 3	21	3.9	課長
				計	21			
7級	部長の職務	4	0.7	部長	4	4	0.7	部長
				計	4			
合計		535	100					

(ソ) 交通局企業職給料表 任期付短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	57	100	係員	57	57	100	総括主任
	2 自ら駅務員又は乗務員としての業務を行いながら、下位の職務の級に属する駅務員又は乗務員を指導する主任の職務							
				計	57			
合計		57	100					

(タ) 交通局企業職給料表 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
3級	1 係等において特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する主任の職務	43 (43)	53.8 (53.8)	係員	43 (43)	43 (43)	53.8 (53.8)	主任
	計			43 (43)				
4級	係等において困難な業務を処理し、係長等を補佐する総括主任の職務	26 (11)	32.5 (13.8)	係員	26 (11)	26 (11)	32.5 (13.8)	総括主任
				計	26 (11)			
5級	係長の職務	9	11.3	係長 主査 その他	4 1 4	9	11.3	係長
				計	9			
6級	課長の職務	1	1.3	所長	1	1	1.3	課長
				計	1			
8級	局長の職務	1	1.3	理事	1	1	1.3	局長
				計	1			
合計		80	100					

※ () 内は再任用短時間勤務職員数で内数

(チ) 教育職給料表(1)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師（任用の期限を付さない者を除く。）又は実習助手の職務	1	0.4	実習助手（高）	1	1	0.4	講師
	2 特別支援学校の実習助手の職務							
				計	1			

2級	1 高等学校の教諭、養護教諭、主任実習助手又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	221	92.5	教諭	214	221	92.5	教諭
	養護教諭			4				
	主任実習助手(特)			3				
	2 特別支援学校高等部の主任実習助手の職務			計	221			
3級	高等学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	6	2.5	主幹教諭	4	6	2.5	主幹教諭
				指導教諭	2			
				計	6			
4級	高等学校の副校長又は教頭の職務	8	3.3	副校長	1	8	3.3	教頭
				教頭	7			
				計	8			
5級	高等学校の校長の職務	3	1.2	校長	3	3	1.2	校長
				計	3			
合計		239	100					

(ツ) 教育職給料表(1) 育休代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師（任用の期限を付さない者を除く。）又は実習助手の職務	1	100	講師	1	1	100	講師
	計			1				
合計		1	100					

(テ) 教育職給料表(1) 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 高等学校の助教諭、養護助教諭、講師（任用の期限を付さない者を除く。）又は実習助手の職務	2	8.0	実習助手（高）	2	2	8.0	講師
	2 特別支援学校の実習助手の職務							
	計			2				
2級	1 高等学校の教諭、養護教諭、主任実習助手又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	22	88.0	教諭	22	22	88.0	教諭
	2 特別支援学校高等部の主任実習助手の職務							
	計			22				
5級	高等学校の校長の職務	1	4.0	校長	1	1	4.0	校長
	計			1				
合計		25	100					

(ト) 教育職給料表(3)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	特別支援学校の教諭、養護教諭、 栄養教諭又は講師（任用の期限 を付さない者に限る。）の職務	627	92.1	教諭	605	627	92.1	教諭
				養護教諭	15			
				栄養教諭	7			
				計	627			
3級	特別支援学校の主幹教諭又は指 導教諭の職務	29	4.3	主幹教諭	13	29	4.3	主幹教諭
				指導教諭	16			
				計	29			
4級	特別支援学校の副校長又は教頭 の職務	16	2.3	副校長	1	16	2.3	教頭
				教頭	15			
				計	16			
5級	特別支援学校の校長の職務	9	1.3	校長	9	9	1.3	校長
				計	9			
合計		681	100					

(ナ) 教育職給料表(3) 育休代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	特別支援学校の助教諭、養護助教諭又は講師（任用の期限を付さない者を除く。）の職務	5	100	講師	5	5	100	講師
				計	5			
合計		5	100					

(ニ) 教育職給料表(3) 再任用職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	特別支援学校の教諭、養護教諭、 栄養教諭又は講師（任用の期限 を付さない者に限る。）の職務	40	100	教諭	39	40	100	教諭
				養護教諭	1			
				計	40			
合計		40	100					

(X) 教育職給料表(4)

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	5,753	89.8	教諭	5,415	5,753	89.8	教諭
				養護教諭	236			
				栄養教諭	99			
				講師	3			
				計	5,753			
3級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	201	3.1	主幹教諭	146	201	3.1	主幹教諭
				指導教諭	55			
				計	201			
4級	小学校又は中学校の副校長又は教頭の職務	268	4.2	副校長	11	268	4.2	教頭
				教頭	257			
				計	268			
5級	小学校又は中学校の校長の職務	186	2.9	校長	186	186	2.9	校長
				計	186			

合計	6,408	100
----	-------	-----

(ネ) 教育職給料表(4) 育休代替任期付職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師（任用の期限を付さない者を除く。）の職務	24	100	講師	16	24	100	講師
				養護助教諭	8			
				計	24			
合計		24	100					

(ノ) 教育職給料表(4) 再任用職員・再任用短時間勤務職員

級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師（任用の期限を付さない者に限る。）の職務	289 (6)	92.6 (1.9)	教諭	274 (6)	289 (6)	92.6 (1.9)	教諭
				養護教諭	12			
				栄養教諭	3			
				計	289 (6)			
5級	小学校又は中学校の校長の職務	23	7.4	校長	23	23	7.4	校長
				計	23			
合計		312	100					

※（ ）内は再任用短時間勤務職員数で内数

(ハ) 行政職給料表(1)を準用する職員 会計年度任用職員

職務内容	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
定型的な業務を行う職務	1,050	78.1	一般事務職員	1,050
			計	1,050
補助的・補完的業務を行う職務	240	17.8	一般技術補助職員	1
			一般事務補助職員	87
			資料整理補助職員	4
			傷病鳥獣保護補助職員	1
			動物飼育補助職員	1
			選挙事務補助職員	144
			学校事務補助員	2
			計	240
非常勤の保育士の職務	55	4.1	非常勤保育士	55
			計	55
合計	1,345	100		

(ヒ) 行政職給料表(2)を準用する職員 会計年度任用職員

職務内容	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
非常勤の調理業務員の職務	5	55.6	非常勤調理業務員	5
			計	5
非常勤の学校用務員の職務	4	44.4	非常勤学校用務員	4
			計	4
合計	9	100		

(7) 水道企業職給料表を準用する職員 会計年度任用職員

職務内容	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
定型的な業務を行う職務	14	93.3	一般事務職員	14
			計	14
補助的・補完的業務を行う職務	1	6.7	一般事務補助職員	1
			計	1
合計	15	100		

(8) 交通企業職給料表を準用する職員 会計年度任用職員

職務内容	合計		内訳	
	(人)	(%)	職名	(人)
定型的な業務を行う職務	16	100	一般事務職員	16
			計	16
合計	16	100		

(2) 職員の人事評価の状況

ア 一般行政職等の職員の人事評価の概要

区 分			概 要
一般 評価	勤 務 成 績 評価	定期評価	一般行政職等の職員のうち部長級以下の職員を対象に毎年11月に実施している勤務成績評価
		条 件 付 採 用 期間評価	一般行政職等の職員のうち条件付採用期間中の職員を対象に条件付採用開始の日から概ね 5 か月を経過したときに実施している勤務成績評価
		臨時評価	任命権者が必要と認めた場合に定期評価及び条件付採用期間評価以外に臨時に実施する勤務成績評価
	業績評価		一般行政職等の職員のうち課長級以上の職員を対象に毎年3月に実施している人事評価
特別評価			一般行政職等の職員のうち任命権者が特別な方法による育成が必要と認める職員を対象に毎年 3 月及び 9 月に実施している人事評価

イ 会計年度任用職員の人事評価の概要

区 分	概 要
条件付採用に係る評価	任用開始から1月間を条件付採用期間とし、1月を経過するまでに条件付採用に係る評価を実施
勤務成績評価	任用期間が3月以上ある会計年度任用職員を対象に実施している勤務成績評価

(3) 職員の給与の状況

ア 一般行政職等の平均給料月額及び平均年齢の状況

(令和4年4月1日現在)

	平均給料月額	平均年齢
行 政 職	312,113 円	39.3 歳
技能・労務職	316,687 円	47.6 歳

イ 会計年度任用職員の平均給料及び平均年齢の状況

(令和4年4月1日現在)

	平均給料	平均年齢
月額給料制の職員	159,727 円	51.0 歳
日額給料制の職員	6,549 円	56.9 歳

ウ 一般行政職の初任給の状況

(令和5年3月31日現在)

区 分	福 岡 市		参 考 (国)		
	初 任 給	採用 3 年目の 給 料 月 額	初 任 給	採用 3 年目の 俸 給 月 額	
大学卒	182,300 円	194,700 円	総合職 (大卒)	198,500 円	210,800 円
			一般職 (大卒)	185,200 円	196,900 円
高校卒	148,800 円	157,700 円	一般職 (高卒)	154,600 円	162,900 円

エ 会計年度任用職員の初任給の状況

(令和5年3月31日現在)

区分	職 名	初 任 給
行政職給料表 (1) を準用する職員	一 般 事 務 職 員	137,400円
	一 般 事 務 補 助 職 員 等	
	非 常 勤 保 育 士	158,200円
行政職給料表 (2) を準用する職員	非 常 勤 調 理 業 務 員	139,900円

オ 一般行政職等の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(令和4年4月1日現在)

区分		経験年数		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
一般行政職	大学卒			297,800 円	344,100 円	376,600 円
	高校卒			241,500 円	295,500 円	338,200 円
技能・労務職	高校卒			231,800 円	269,700 円	290,000 円

カ 一般行政職等の職員手当の状況

(ア) 扶養手当

(令和5年3月31日現在)

扶 養 親 族			手 当 額
配偶者	課長級以下		6,500円
	部長級		3,500円
	局長級		支給しない
子			11,500 円
	加算額 (16 歳年度初めから 22 歳年度末まで)		5,600円
父母等	課長級以下		6,500円
	部長級		3,500円
	局長級		支給しない

(イ) 住居手当

(令和5年3月31日現在)

区 分	手 当 額
借主・借間	家賃月額が 16,000 円を超え 27,000 円以下
	家賃月額が 27,000 円を超え 61,000 円以下
	家賃月額が 61,000 円以上
	家賃額－16,000 円
	(家賃額－27,000 円) × 1/2 + 11,000 円
	28,000 円

(ウ) 通勤手当（令和 5 年 3 月 31 日現在）

通勤距離が片道 2 キロメートル以上の職員に支給される手当で、交通機関等の利用者には通勤に要する運賃等に相当する額（1 か月当たり 55,000 円を限度）が、自動車等の利用者には通勤距離によって 1 か月当たり 2,000 円から 31,600 円までの額が支給される。

(エ) 期末・勤勉手当

(令和 4 年度支給割合)

区 分	期 末 (月分)	勤 勉 (月分)
6 月期	1. 20 (1. 00)	0. 95 (1. 15)
12 月期	1. 20 (1. 00)	1. 05 (1. 25)
計	2. 40 (2. 00)	2. 00 (2. 40)
備 考	職制上の段階、職務の級による加算措置がある。	

(注) 1 () 内は管理職（課長以上）

2 年間支給割合は、国に同じ。

(オ) 地域手当・時間外勤務手当・特殊勤務手当

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

名 称	内 容
地域手当	民間の賃金水準や物価等に関する事情を考慮して支給される手当で、支給率は 10 パーセント（東京事務所は 20 パーセント）である。
時 間 外 勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務した職員に支給される手当で、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に、正規の勤務時間が割り振られた日については 100 分の 125（深夜勤務は 100 分の 150）、勤務を要しない日については 100 分の 135（深夜勤務は 100 分の 160）、勤務を要しない日の振替え等により、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間を超えてした勤務については 100 分の 25 を乗じて得た額が支給される。 ただし、時間外勤務が 1 か月に 60 時間を超える場合は、当該超過分については 100 分の 150（深夜勤務は 100 分の 175、勤務を要しない日の振替え等による勤務は 100 分の 50）を乗じて得た額が支給される。 ※ 深夜勤務：午後 10 時から翌日の午前 5 時までの勤務
特殊勤務 手 当	危険、不快、不健康又は困難な勤務等に従事する職員に支給される手当で、危険作業手当、ヘリコプター従事者手当等 43 種類があり、本市職員の 32.3 パーセント（令和 4 年 4 月 1 日現在）に支給されている。本市の場合、国における特殊勤務手当のほか、国において俸給・俸給の調整額・特地勤務手当により給与上の措置がなされているものも含む。

(カ) 退職手当

① 退職手当の基本額

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

区 分	福 岡 市		参 考 (国)	
	自己都合(月分)	定年等(月分)	自己都合(月分)	定年等(月分)
勤続 20 年	19. 6695	24. 586875	19. 6695	24. 586875
勤続 25 年	28. 0395	33. 27075	28. 0395	33. 27075
勤続 35 年	39. 7575	47. 709	39. 7575	47. 709
最高限度	47. 709	47. 709	47. 709	47. 709

(注) 定年前早期退職の特例

定年年齢から 15 年を減じた年齢に達する日の属する年度の初日から定年に達する日の属する年度の初日の前日までに退職する場合には、退職手当の算定の基礎となる給料月額

に2パーセントから45パーセントまでの額が加算される。

② 退職手当の調整額

役職段階等に応じて定める調整月額に、その者の在職期間のうち役職段階等の高い方から60月分の月数（60月に満たない場合にはその月数）を乗じて得られる額を退職手当の調整額として、退職手当の基本額に加算する。

区 分	第2号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分	第7号区分	第8号区分	第9号区分
調整月額	65,000円	54,150円	43,350円	32,500円	27,100円	21,700円	0円

キ 会計年度任用職員の手当の状況

下記の手当について、一般行政職等の例により支給する。

地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当。

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めている。その概要は、以下のとおりである。

ア 勤務時間の状況（令和5年3月31日現在）

(ア) 標準勤務職場

① 1週間の勤務時間

38時間45分

② 勤務時間等の割り振り

勤 務 時 間	休 憩 時 間
8時45分から17時30分まで 又は 9時15分から18時まで	12時から13時まで

（注）通勤時の交通混雑緩和の観点から、時差出勤を行っている。

(イ) 特殊勤務職場

施設の開館時間や業務の特殊性等の観点から、必要に応じ交替制等による勤務時間を設定している。

イ 職員の年次有給休暇の使用状況

労働基準法に基づき、事由を限らず、毎年与えられる有給休暇であり、一般行政職等の年次有給休暇の平均使用日数は、以下のとおりである。

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

区 分	日 数
一般行政職等	16.8日
会計年度任用職員 ※令和5年3月31日時点で任用されており、かつ、任期が6月以上のもの	18.1日

ウ 一般行政職等の特別有給休暇の状況

特定の事由に基づいて認められる有給休暇であり、交通機関の事故等、選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡等20項目を設けている。

エ 会計年度任用職員の特別休暇の状況

特定の事由に基づいて認められる休暇であり、交通機関の事故等、選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡等17項目を設けている。特別休暇における給与の取扱いは以下のとおりである。

区 分	項 目
有 給	感染症予防法による交通の制限又は遮断、非常災害による交通遮断、現住居の滅失又は損壊、交通機関の事故等、官公署への出頭、公民権の行使、結婚休暇、結婚休暇に準ずる休暇、忌引、夏季休暇、産前産後休暇、出産・育児支援休暇、出生支援休暇

無 給	生理休暇、骨髄液の提供、子の看護、介護休暇
-----	-----------------------

オ 職員の介護休暇の取得状況

職員は、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある父母等を介護する必要がある場合に、任命権者の承認を得て、休暇を取得することができる。令和4年度における取得状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

		介護休暇 取得者数	休 暇 の 取 得 形 式		
			全日型中心	時間型中心	その他
一般行政職等	男性職員	11	11	0	0
	女性職員	19	16	3	0
	計	30	27	3	0
会計年度任用職員	男性職員	0	0	0	0
	女性職員	10	10	0	0
	計	10	10	0	0

(5) 職員の休業に関する状況

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得状況

職員が3歳未満の子を養育する場合に、任命権者の承認を得て、休業（育児休業）することができる。また、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合に、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（部分休業）又は1週間当たりの勤務時間を短縮すること（育児短時間勤務）ができる。令和4年度における取得状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
一般行政職等	男性職員	290	20	2
	女性職員	414	110	34
	計	704	130	36
会計年度任用職員	男性職員	0	0	
	女性職員	10	3	
	計	10	3	

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄には令和4年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者の数を記入している。

(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分者数

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合に、任命権者が行う処分のことである。令和4年度における分限処分の状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	261	0	261
職に必要な適格性を欠く場合	0	1	0	0	1
職制等の改廃により過員等を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	1	0	1
条例に定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	1	262	0	263

イ 懲戒処分者数

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対しその道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と秩序を維持することを目的として、任命権者が行う処分のことである。令和４年度における懲戒処分の状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
職務規律違反	0	1	0	0	1
一般非行	1	1	0	2	4
事務に関する不正	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	1	1
上司の監督責任	5	0	0	0	5
合 計	6	2	0	3	11

(7) 職員の服務の状況

ア サービス規律の遵守に関する取組み（令和４年度）

(7) 依命通達

令和４年５月、６月（２回）、１２月及び令和５年３月に、職員のサービス規律等の徹底を図るため、綱紀の肅正について通達した。

(イ) 公務員倫理研修の実施

令和４年度の全ての階層別研修等において、公務員倫理に関する研修を実施した。また、令和４年７月及び８月を中心に、各職場単位で公務員倫理研修を実施した。

(8) 職員の退職管理の状況

ア 職員の再就職の状況

令和４年度に課長級以上の職で退職した職員の再就職の状況は、以下のとおりである。

(単位：人)

区分	退職者数	うち再就職者数				
		再任用職員	嘱託員等	外郭団体等	民間企業等	その他
一般行政職等	99	47	0	9	12	27

(注) 「外郭団体等」の再就職者数は、本市が出資金、基本金等の４分の１以上を出資し、又は出えんしている団体及び本市の事務事業と密接な関連性を有する団体からの紹介依頼に基づき、再就職した者の数である。

(9) 職員の研修の状況

職員の研修の状況は、以下のとおりである。

ア 主な研修の実績（令和４年度）

区 分	研 修 名	参加者数(人)	
		一般行政職等	会計年度任用職員
集合研修	必修研修（１９コース）	3,386	
	選択研修（１１コース）	382	
派遣研修	グロービス経営大学院派遣研修等	10	
職場研修支援	職場研修（公務員倫理）	8,660	2,683
自主研修	夜間講座（７コース）	210	4
	自主研究グループ活動助成	13	
	パパママ応援講座	32	

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

一般行政職等を対象とした職員の福祉及び利益の保護の状況は、以下のとおりである。

ア 職員の福利厚生の実施状況（令和４年度）

(ア) 職員の安全衛生管理に関する事業

職員の健康管理の充実と安全で働きやすい職場形成を図るため、労働安全衛生法及び福岡市職員安全衛生規則に基づき、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任し、安全衛生委員会を設置することで、安全衛生活動の推進に努めている。

(イ) 職員の健康管理に関する事業

労働安全衛生法等に基づき、以下のとおり職員の健康診断等を行っている。

（単位：人）

項 目	対 象 者	実施者数	
		一般行政 職等	会計年度 任用職員
一般健康診断（定期健康診断に限る。）	全職員	16,349	937
一般健康診断（定期健康診断を除く。）	新規採用職員、６ヶ月以上の海外派遣職員等	1,995	199
特殊健康診断	放射線業務等の有害業務、情報機器作業等の業務に従事する職員等	延べ 1,017	延べ 141
予防接種	病原体等による感染のおそれのある作業に従事する職員	延べ 1,149	延べ 7
ストレスチェック	全職員	16,381	993

【参考】一般財団法人福岡市職員厚生会事業の実施状況

事業名	概 要
給付助成等事業	遺族年金等の給付事業、各種セミナー開催、文化・体育事業等
互助事業	出産祝金等の給付事業、育児休業助成等
貸付事業	慶弔資金等
福利事業	選択型福利厚生事業、各種保険の取扱等

イ 利益の保護の状況

職員（公営企業職員を除く。）は、人事委員会に対し、地方公務員法第 46 条の規定に基づく勤務条件に関する措置の要求及び同法第 49 条の 2 の規定に基づく不利益処分に関する審査請求をすることができる。

なお、措置の要求等の状況は、人事委員会の業務報告のとおりである。

2 令和４年度における人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 採用試験等の状況

(ア) 競争試験

区 分	第 1 次 試 験				第2次試験	最終合格者 (人) ③	競争倍率 (倍) ②/③
	申込者(人) ①	受験者(人) ②	受験率(%) ②/①	合格者(人)	受験者(人)		
上 級	2,014	1,603	79.6	410	372	229	7.0
中 級	451	240	53.2	104	95	60	4.0
初 級	821	579	70.5	235	214	126	4.6

消防吏員A	345	271	78.6	30	28	11	24.6
消防吏員B	528	412	78.0	35	31	14	29.4
就職氷河期世代	280	182	65.0	8	8	3	60.7
合 計	4,439	3,287	74.0	822	748	443	7.4

(イ) 公募選考

区 分	第 1 次 選 考				第2次選考	最終合格者 (人) ③	競争倍率 (倍) ②/③
	申込者(人) ①	受験者(人) ②	受験率(%) ②/①	合格者(人)	受験者(人)		
免許・資格職	121	91	75.2	49	44	25	3.6
交通局企業職	171	106	62.0	39	36	11	9.6
船舶運航職	4	4	100.0	4	4	2	2.0
社会人経験者	665	570	85.7	66	63	37	15.4
障がい者対象	183	123	67.2	16	15	5	24.6
合 計	1,144	894	78.1	174	162	80	11.2

(ウ) 特殊な技術又は経験等を要する職への個別選考

(単位：人)

区 分	行 政 職	医 療 職	消 防 職	交通局企業職	合 計
局 長 級	2	0	0	0	2
部 長 級	3	0	0	0	3
課 長 級	1	0	0	0	1
係 長 級	5	2	0	0	7
係 員	8	0	2	12	22
合 計	19	2	2	12	35

イ 昇任選考合格者の状況

(単位：人)

区 分	市長事務 部 局 等	消 防 局	水 道 局	交 通 局	教 育 委 員 会	合 計
局長級	7	0	1	1	1	10
部長級	17	4	1	5	3	30
課長級	71	9	4	4	4	92
係長級	148	19	9	14	11	201
合 計	243	32	15	24	19	333

(注) 本表の人数は、人事委員会における昇任選考日と各任命権者における昇任日の年度が一部異なるため、「職員の昇任及び降任の状況」の人数と一致していない。

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 報告及び勧告日 令和4年9月5日

イ 報告及び勧告の概要

(ア) 報告

① 公民較差

〈月例給〉

民 間 給 与	市職員給与	較 差
380,204円	379,768円	436円

(注) 市職員給与が民間給与を下回っていることから、上記の較差に見合うよう、市職員給与の引上げを行うことが適当であると判断した。

〈特別給（期末手当・勤勉手当）〉

民間の支給割合	市職員の支給月数
4.39月	4.30月

(注) 市職員の支給月数が、民間の支給割合を下回っていることから、支給月数を年間0.10月分引き上げ、4.40月分とすることが適当であると判断した。

② その他

時間外勤務の縮減等、メンタルヘルスの推進、ハラスメントの防止、ワーク・ライフ・バランスの推進及びコンプライアンスの推進についての報告を行った。

(イ) 勧告

給料表、特別給（期末・勤勉手当）の支給月数及び改定の実施時期について勧告を行った。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

係属件数			処理件数						翌年度への繰越 (A)-(B)
前年度からの繰越	新規要求	計 (A)	却下	全部否認	一部容認	全部容認	取下げ	計 (B)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

(単位：件)

係属件数			処理件数						翌年度への繰越 (A)-(B)
前年度からの繰越	新規請求	計 (A)	却下	棄却	処分修正	処分取消	取下げ	計 (B)	
1	1	2	1	0	0	0	0	1	1